

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

緊急事態宣言再延長に伴う夏季休業期間中（7月22日以降）の部活動について（通知）

沖縄県における緊急事態宣言再延長を受け、名護市内学校における夏季休業期間中の部活動については、引き続き感染症拡大防止の観点から慎重な対応をお願いします。活動を行う場合は下記及び別紙について遵守して下さい。

また、7月12日～7月21日の部活動については、令和3年6月18日付け名教委学第628号の3「部活動等(スポーツ少年団も含む)について」の対応となりますことを申し添えます。

なお、下記の内容に変更がある際には、別途通知することを申し添えます。

記

部活動(スポーツ少年団も含む)は原則休止とする。但し、夏季休業期間（7月22日以降）については、下記の内容を遵守して実施することができることとする。

- 1 夏季休業期間中の活動時間は2時間以内（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）とする。その際は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
- 2 緊急事態宣言期間中、県内外での合宿・遠征や県外校との練習試合・合同練習は行わないこと。
- 3 緊急事態宣言期間中であっても夏季休業期間中は、県内における練習試合・合同練習は、人数制限した上で2時間以内とし、移動時を含め感染症対策を十分講じた上で実施すること。
- 4 県内、県外大会参加については、各団体と十分に連携し、学校において慎重に検討すること。
- 5 部活動の実施に係る判断について検討が必要な際は、学校長と名護市教育委員会で協議すること。

※部活動において複数名の陽性報告があったことから、屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。

※地域のスポーツクラブ等に通う児童・生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行うこと。

【部活動を行う際の留意点】

- 発熱等の風邪の症状等がある場合には、児童・生徒や指導者も参加しないよう徹底すること。
- 同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も参加しないように徹底すること。
- 検温等、健康観察の実施を徹底すること。
- 児童・生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- 活動を児童・生徒だけに任せるのではなく、顧問や指導者・部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 日時や活動内容をあらかじめ児童・生徒や保護者に周知すること。（緊急時の連絡体制の構築）
- 部活動前後に、児童・生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底すること。（部室・更衣室等含む）

【添付資料】別紙

◇本件担当◇
名護市教育委員会 学校教育課
学校指導係 指導主事 諸見 秀幸
Tel:0980-53-1212(内385)/ Fax:0980-53-7825
E-Mail : gakkyou02@city.nago.lg.jp

